

住居確保給付金支給事業

家計の改善に必要な転居の費用を支援する転居費用補助のご案内

転居費用補助の概要

- ★ 同一世帯に属する方の死亡、本人または同一世帯に属する方の離職、休業等により、世帯収入が著しく減少し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家計に関する相談支援を受けていただき、家賃が低廉な住宅への転居など、家計の改善に必要な転居費用の相当分を支給します。
- ★ 支給対象となるのは、初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）、転居先への荷物の運搬費用、原状回復費用、鍵交換費用です（敷金、前家賃、家財や設備の購入費は支給対象外です。）。ただし、次の（表1）の額を上限とします（表に記載された上限額は、転居先が京都市内の場合です。京都市以外へ転居する場合は、転居先によって上限額が異なります。）。

（表1）

世帯人数	支給上限額（転居先が京都市内の場合）
1人	312,000円
2人	336,000円
3人	360,000円
4人	384,000円
5人～6人	408,000円
7人以上	432,000円



- ★ 転居費用が（表1）の上限額を超える場合、差額は自己負担となります。
- ★ 原則として、京都市から入居住宅の仲介業者等の口座へ直接振り込みます。

転居費用補助の支給対象者

- ★ 申請時において次の①～⑨の項目すべてに該当する方が支給対象となります。
- ① 同一世帯に属する方の死亡、本人または同一世帯に属する方の離職等により、世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- ③ 申請日の属する月において、世帯の主たる生計維持者である。
- ④ 申請日の属する月の世帯収入が、次の（表2）の基準額と居住している賃貸住宅の一月当たりの家賃の合計額以下である（収入には公的給付（例：年金、失業等給付等）も含む。給与収入の場合は社保等控除前。ただし、交通費支給額を除く。）。 ※1 ※2
- ※1 持家、または住居を持たない場合は、その居住の維持もしくは確保に要する費用の額とします。
- ※2 児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金の受取りについては収入として算定しません。

（表2）

世帯人数	㊤基準額	収入基準額		
		㊤家賃上限額	家賃の額が㊤家賃上限額以上の場合（㊤+㊦）	家賃の額が㊤家賃上限額未満の場合（㊤+家賃額）
1人	92,000円	40,000円	132,000円	92,000円+家賃額
2人	139,000円	48,000円	187,000円	139,000円+家賃額
3人	172,000円	52,000円	224,000円	172,000円+家賃額
4人	214,000円		266,000円	214,000円+家賃額
5人	255,000円		307,000円	255,000円+家賃額
6人	297,000円	56,000円	353,000円	297,000円+家賃額
7人	334,000円	62,000円	396,000円	334,000円+家賃額

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生計を一にしている同居者の金融資産の合計額が次の（表3）の額以下である。

（表3）

世帯人数	金融資産（預貯金及び現金）の額
1人	552,000円
2人	834,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥ 家計に関する相談支援（家計改善支援事業）を受け、以下の理由から家計改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる。
 - ア）転居により、一月当たりの家賃が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれる。
 - 又は
 - イ）転居により一月当たりの家賃が増額するが、その他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれる。
- ⑦ 転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていない。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でない。
- ⑨ 現在入居している住宅等の住所が京都市内である。
- ★ 生活保護及び中国残留邦人等支援給付を受給されている方は、支給対象外です。

初期費用や生活費の貸付等、その他制度

- ★ 支給対象となる経費が支給上限額を超える場合や、支給対象外の敷金などの自己負担となる費用を用意することが困難な方は、京都市社会福祉協議会が実施している総合支援資金貸付（住宅入居費）について、自立相談支援機関が作成する書類を添えて借入申込みができますので下記の相談窓口にご相談ください。
- ★ また、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、京都市社会福祉協議会が実施する総合支援資金貸付（生活支援費）について、自立相談支援機関が作成する書類を添えて借入申込みができます。下記の相談窓口にご相談ください。
- ★ 収入が減少して経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方で、誠実かつ熱心に常用就職等を目指した求職活動を行う場合、賃貸住宅の家賃相当分の支給とともに、就労支援等を受けられる場合があります（住居確保給付金の「家賃補助」）。下記の相談窓口にご相談ください。
- ★ なお、上記の貸付等には申込要件・審査があります。

相談・申請受付窓口

- ★ 住居確保給付金についてのご相談は、以下相談窓口までお問い合わせください。
 - ※ 申請書類は、相談窓口でお渡ししています。相談は予約制となっておりますので、事前のご予約をお願いします。
 - ※ 令和7年4月から窓口が変更となっております。

相談窓口	電話番号	FAX番号
東京リーガルマインド	075-354-9085 【平日 月曜から金曜 9:00~16:00】	075-354-9086
申請書類送付先	〒600-8216 京都市下京区東洞院通七条下る東塩小路町680-2 東京リーガルマインド京都駅前本校 4階	

発行：令和8年7月／京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室
京都市印刷物第081247号